

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午前 10 時 50 分

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。

2 番、高橋久志議員、どうぞ。

○2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋久志です。

27 日の教育関係の一般質問に続きまして、日曜議会でも、教育に関して質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育行政に関する対応と対策は、の件でございます。安倍政権の暴走が大問題になっているとは認識をしております。集団的自衛権をはじめ、今回、取り上げております、教育委員会制度法案もそうだというふうに思っているところでございます。安倍政権の教育委員会制度法案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長による教育への介入であることが明らかになっております。こういったことを踏まえて、この法案に対する反対や懸念の声が高まっているところでございます。

この法案の一番の心配は、文部科学相や自治体首長の政治的主張によって教育への政治支配の危険が危惧されることであります。この法案に対して、全国連合小学校長会と全日本中学校長会も会長の連名で、「政治的中立性の確保や教育の継続性」などが必要だとし、文科相に要望書を提出されているところでございます。

教育委員会制度法案に反対する国民的な、まさに共同が非常に大切であると思っておりますし、その共同が広がっている状況になっております。

私は、現行制度の維持を強く要望する国民の世論であると求めているところでございます。

世論調査では、75%の方が、政治家の教育内容の関係で異議を唱えているわけでございます。国は、こうした世論、あるいは反対の声に背を向けて、教育委員会制度法案を残念ながら国会において可決をしている現状にございます。平成27年4月1日以降となっているところでございます。

そこで町教育委員会の対応と対策について、3点にわたって質問をさせていただきます。

その一つは、今、お話をいたしました、国の教育委員会制度法案に対して、町がどのように受けとめているのか、所見を伺います。

②として、神奈川県内の公立小の不登校児童が5年連続、全国レベルになるかと思いますが、全国最多レベルとなっております。開成町の小中学校における不登校児童並びに生徒の実態と対策について伺います。

3点目は、道徳副読本に下村文部科学相が監視、こういう問題が言われております。これは持ち帰り有無の調査について、自治体に求めていきたいと、こういう中身の件でございまして、これらに町はどのように対応していくのか、伺うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

高橋議員の一つ目のご質問にお答えしたいと思います。教育制度改革議論のきっかけ、これは平成23年10月に、大津市の中学校でいじめを苦に自殺したとされる生徒の事案で、当時の市教育委員会の対応が社会問題化し、現行の教育委員会制度では、教育課題に迅速に対処し、責任を果たしていくには限界があるというような議論が広がったことが背景にあると思っております。

改正法では、教育行政の責任者は、委員長と一本化された教育長（新教育長）となり、教育長は、町長が議会の同意を得て、任命、罷免することとなっています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。新制度においても、教育委員会が教育行政の執行機関である点は、現行制度と変わりはありません。また、町長は、町長及び教育委員会で構成された、総合教育会議を設置し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱の策定や、重点的に講ずべき施策、児童・生徒の生命、身体保護などの措置について協議することとされております。

このたびの法改正については、従前の制度を補完するためのものと認識をしております。町長の権限が強化されましたが、教育行政を全てトップダウンで実施しようとは考えておりません。

私の教育への考え方と、教育委員会の考え方を融合し、合議により、総合教育会議を運営し、教育行政を行っていくつもりであります。この3月議会で、開成町教育振興基本計画の議決をいただきました。これは町長と教員委員会が、密な連携がとれている証であり、いわば制度を先取りした意思決定プロセスであると考えております。

人は財産であり、町、国の宝であります。町長と教育委員会の連携、充実した体制により、開成町のよりよい教育をさらに推進をし、開成町人づくり憲章の目指す姿を目標に、町長としてリーダーシップを発揮したいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

町長の答弁にもありますとおり、新制度は、目まぐるしく変わる教育改革に迅速に対応するための改正でありまして、教育委員会のチェック機能の強化が観点に上げられています。

教育委員の任期は今までと変わらず4年です。教育長については、権限が強化されたことから、教育委員よりも1年短い3年となり、教育長に対するチェックの強化と、町長の任期中に1回は自ら教育長を任命できる体制となっております。新制度になっても、教育委員会に、教育行政の執行機関としての機能が残っていますので、教育委員会の職務については、現行制度からの変更はないと思います。今回の新制度は、地

方における教育行政における責任の明確化、迅速な危機体制の構築の機会と捉えて、よりよい教育のため、努めてまいりたいと考えております。

二つ目の質問であります、不登校児童、生徒の問題ですが、平成24年度の問題行動等調査において、神奈川県の高齢欠席児童・生徒数は減少しております。特に中学校は、昨年度に引き続き大幅に減少しており、小学校でも引き続き減少している状況です。

開成町の中学校では、毎年数人程度、小学校でも、平成24年、25年度で数人が不登校という状況であります。

神奈川県では、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを推進しており、開成町の各学校でも同様に取り組んでおります。

具体的には、担任が1日目は電話をする。2日目は手紙を書く。3日目には家庭訪問をするということを合い言葉に、欠席しがちな子どもに対して、きめ細かな対応を行っております。

学校には、毎月3日以上欠席した児童、生徒を教育委員会に報告させております。

また、学校では、子どもたちが意欲を持って活躍できる場を用意し、子ども同士の豊かな人間関係づくりができるよう道徳教育に力を入れているほか、仲間づくりプログラムや、学期ごとにアンケートを実施し、子どもたちの現状把握に努めております。

昨年度からは、神奈川学びづくり推進地域研究委託事業を受託しており、子どもは学校を楽しみと思えるような、わかる授業をするために、授業改善に取り組んでいます。

授業では、先生が一方向的に教え込む講義型ではなく、子どもは意欲を持って主体的に学べる授業づくりを目指して取り組んでおります。

県からは、スクールカウンセラーが週2回中学校に派遣され、常駐し、小学校でも月3回ほど対応に当たっております。また、心の教室相談員が中学校に週1.5回、2週に3回です。生徒の心のケアなどにも当たっています。このほか学校での取り組みとしましては、児童・生徒指導部会の開催による、各学年の情報交換、指導状況、指導体制の見直し等をしております。協議や関係機関と連携する必要がある場合には、多面的に意見が交わされるようなケース会議を開くなど、組織的なチーム対応を実施しております。

一方、教育委員会としては、年2回、幼児・児童・生徒指導担当者会議を開催し、不登校の実態把握や、指導の情報等を情報交換し、あるいは協議し、未然防止、早期発見、早期対応に力を入れて取り組んでおります。

このような取り組みの中で、不登校になってしまった場合には、教育相談を実施し、最終的には適応教室等への入室を紹介しています。

適応教室指導につきましては、専任教員と指導助手を1名ずつ配置し、学習面や、心の面でもきめ細かい対応を実施し、昨年度におきましては、通級していた子どもたち全員が学校に復帰を果たしているという成果を上げております。

また、三つ目の質問についてお答えします。道徳の副読本についてです。昨年度ま

での心のノートは全面改訂されまして、「私たちの道徳」と名称が変わり、児童・生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることを狙いとして作成されており、平成26年度から、全児童・生徒へ配付されています。

道徳副読本は、道徳の時間はもちろんですが、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することが期待されています。

町教育委員会としましては、文部省からの通知、「私たちの道徳の配付について」で指示されている、児童・生徒が家庭へ持ち帰って、家庭や地域等でも活用できるよう、対象児童・生徒一人一人に確実に配付してくださいという要綱を守っております。

また、児童・生徒一人一人に確実に配付し、家庭や学校で繰り返し読み返しを行い、児童・生徒が道徳的価値について、自ら考える機会になるように、各学校に指示、あるいは指導をしているところです。

現在までのところ、文部科学省から道徳副読本の持ち帰りの有無について、調査しなさいということはありません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

再質問をいたします。第1点目の教育委員会制度法案に関連した質問をいたしますが、先ほどお話ししたように、教育委員会制度法案は、非常に不本意というか、私は反対の立場をとっているわけですが、世論を見据えた形で、国が法案を可決しておるという実態がございます。

ただいま答弁を聞いておりますけれども、国からのこういった法律の改正に伴って、町としても、これらの方針を積極的に受けとめた対応と、私は受けとめざるを得なくて、非常に残念に思っているところでございます。

国は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を法案の趣旨に入れて、これが本当に守られるのかどうかというのは、非常に疑問な点があり、納得しかねる点でもございます。

こうしたことから、教育への政治支配の危険が出てくるという多くの声があるということを知っていただきたいと思いますというわけであります。こういう立場から、この法案に対しては、町として反対の立場をしっかりととるべきではなかったのかと私は思っているところでございます。

参議院の文教科学委員会で、共産党の田村智子議員が、この件を含めて質疑を行っているところでございます。下村文科相は、首長が策定とされている教育施策の大綱に記載する内容について、教科書採択など、教育委員会の専権事項は、教育委員会の同意がなくても、首長が勝手に書き込むことが可能だと、こういう答弁もされて、非常に問題だと私は思います。

大綱は、教育行政の指針であり、教育の政治的中立性や、自主性、自立性を脅かすものであるというふうに、問題であると思っております。

この件について、どのように考えておられるのか、思っているのか、答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

町としては、今、高橋議員が言われたように、いろいろ可能性がある政治介入の話がされていますけれども、私としては、そういう介入をしていこうという気はありません。介入をしていこうという気がないという言い方は変なんですけれども、いろいろ今までのやり方がありますし、それは教育委員会にきちんと審議をしていただかなければいけない部分があります。そこに町長として、トップダウンで繰り出しをしていこうということではなくて、きちんと教育委員会、教育長とも常にいろいろな連絡を密にし、考え方や、また、町長としての考え方と教育長に示しながら、そういう中で協議をして、きちんと決めていく。進め方もそういうふうな形で進めていくと思っていますので、高橋議員が心配されるようなことは私としては考えておりません。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

首長にこういった権限が、大綱に足されると。やはり地方自治体というものは、首長が変わっても、その方向付けというものは継続しなきゃいけない。変わった場合の、この町長の考え方によって、先ほどお話しいたしました、愛国心を、例えば、児童に押し付ける教育、あるいはこれから教科書の採択の問題においても、いろいろな関係を含めて、押し付けはしないかという危惧はあるわけですね。この辺はやはり町長が言うようにわかる面がございますけれども、しっかりとした教育行政の中立、あるいは継続性、これをしっかり受けとめていただきたい。このように感じておりますけれども、この件に関して、教育長の考え方、お答えをいただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。この制度の改革案を作成するに当たりましては、さまざまな経過を踏まえて、先の参議院の本会議で、来年4月1日以降と決まったわけですが、今、議員心配されますように、教育が首長さんが変わるごとに、町の強化が変わっていってしまうということは、一番町民にとって不都合なことであります。ですから、そのことは決してあってはならないと思います。

それから、先ほど町長が述べてありますように、総合教育会議の中で大綱は出しますが、開成町につきましては、以前から人づくり憲章をつくり、教育振興基本計画をつくり、ここで5年で見直しています。そういう意味では、やはり教育の主体性は、依然として、教育の町としてふさわしい状況になっていると私は思います。

ですから、大綱の中で、これから町長がこういうことをしなさいということになっ

た場合には、総合教育会議の中で教育委員が全部出ますので、それぞれの立場できちっとした、そこで論議をして、間違った方向がないように町長とも十分協議をして進めていきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

時間的な配慮もございまして、2項目に移らせていただきたいと思います。

昨年12月に発表されました、2013年度文部科学省の不登校の調査によりますと、神奈川県内公立小学校で1,908人、公立中学校では6,635人と調査結果が出されているところでございます。答弁にもございましたように、神奈川県内においては、小中学ともに減少傾向にあるということは承知をしているところでございます。

ご承知のように、これらを踏まえて、開成町も同様だという認識を持ったところでございます。

いかにして不登校をなくしていくか、大きな課題、27日の一般質問では、いじめ問題を触れさせてもらいましたけれども、いじめ問題と同様に不登校問題も学校教育の関係としては重要な観点だと実は受けとめております。

そこで不登校の未然防止、早期発見、早期対応、この件で答弁いただきましたけれども、教職員をはじめ、関係部局とどのような形で教育委員会としては進めようとしているのか。簡単で結構ですけれども、お答え願えればありがたい。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

本当に教育に携わる者、あるいは保護者の方にとりましても、子どもが学校に行かなくなるということは本当に残念なことでありますし、全くゼロにしていかなければいけないとは考えております。そのため、やはり一番は、学校が楽しいところである、学校は勉強が楽しいところである、仲間がいて、何か自分が思ったことで悩んだことがあっても、学校に来さえすれば解決できる、そういう学校にしていきたい。そのことが、やはり未然防止であり、嫌だなと思って、学校に足が向かなくなったときでも、誰ちゃんに会えるから、今日は学校に行ってみよう、そういう学校にしたい。そのために先ほども答弁でお話ししましたように、学びづくり研究指定地域事業を受けまして、授業をとにかく子どもにわかりやすく、楽しい授業にすること、ということをもまず、開成町としては取り組んでいるのが、まず実態でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

昨年度においては、いわゆる適応指導教室、開成町、河原町のところにございます

けれども、私も把握しているとおりに、専任教員と指導員1名ずつ当たっていると。昨年のお話ありがとうございました。通っていた児童・生徒になるかと思うんですけれども、これが学校に戻られたと。人数的にはどうだったのかと、ちょっと気になるんですけれども、今後、こういった不登校の児童が増えてくるということが予想されますけれども、現状、26年度の状況になるかと思うんですけれども、従来と変わらない状況になっているのか。その辺のことを教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

適応教室の今、通級者はゼロなんですけれども、非常に難しいところで、不登校の子はいないかという、いるんです。ですから、両極端というか、ちょうどベース上で、不登校になりがちで、学校に行くのがちょっと行きにくくなった状態でひきこもりになった子は、適応教室で何とか心の病を消化することはできるんです。ところが、適応教室へも足が向かない、いわゆる家から出られないという不登校の子どもが現在いるんです。ですから、そこのところを少なからず、適応教室だけだったら通級できる子どもにしたい。そして、ステップアップして、学校に足を向けさせる。その段階で、今は今年度平成26年度は、適応教室は準備はしておりますけれども、適応教室に通級を勧めているという段階で、今、適応教室から普通学級にという子どもは今はいません。昨年度、先ほど答弁しましたように、普通学級に戻れた子はいましたけれども、今、段階としては、家庭でひきこもっている子どもを何とか適応教室に足を向かせたいということで、今、個別指導をしている児童・生徒はおります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

町としてアンケートをとったり、いろいろな角度から保護者の協力を得ながら情報収集に当たっていると感じております。教育委員会としては、不登校の実態把握や、指導の状況等を情報交換、非常に大事なことだと思います。

いろいろな今の教育長のお話の中で、数字的には不登校のための、いわゆる適応指導教室に行かない実態がある。まさにそういう状況があるというのは、私も感じているところでございます。

あるいは学校には通っても、保健室どまりとか、いろいろな状況もあるのではないかなと。その辺の状況、学校に行けない子どもたちの悩みとか、不登校の保護者等、いかに積極的に相談をしながら対応をしていくと、この辺は教職員の全体の中でも論議されていると思うんですけれども、その辺でもし答弁があれば、いただければありがたいです。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

一昨年、昨年、今年というふうに、いろいろシステムを変えながら、あるいは県にも要望を出しながら、臨床心理士の問題、心の相談員の増強とか、さまざまな制度改革を要望はしているんですけど、要するに今、難しくなっているのは、個別的に要因がいっぱい、多種多様であるという状況が言えます。

先般、厚木市の問題があった状況から、実はうちの町でも不登校の子で、まだ担任が一回も顔を見ていないという不登校の子もいます。親とは情報交換できるんですけども、子どもさんと担任が顔をあわせたことがないということで、在籍がどうこうという問題もありましたので、今、民生児童委員を含めまして、児童相談所、さまざまな形でそのことの対応ができるようにということを進めています。

今議員おっしゃるように、本当に段階がありまして、今言いますように、家から一歩も出られない不登校の子と、心の相談員となれば相談ができる、適応教室の補助員とは話ができる、親も、家庭訪問も来ないでくださいという親もいれば、先生、こうなんでどうしたらいいでしょう、真剣に相談に乗っていただいて、お互いに解決の道をたどっている親もいます。

ですから、ケース・バイ・ケースで、非常に多様な問題が多いんですけど、昨年、一昨年と、件数的には今、報告したいと思いますけれども、かなりの相談の件数を消化しております。

件数については、課長から。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、件数についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、中学校で行っております、心の相談の件数ですけれども、2カ年度で申しますと、平成24年につきましては167件、平成25年につきましては195件となっております。そのほか、スクールカウンセラーにあります相談につきましては、こちら2カ年度につきまして申しますと、まず、小学生に対しましては、24年度が4人ですね。中学校では14人ということになってございます。その内訳としまして14件となっていて、対象となるのは、保護者が38人、教職員が130人ということで、総人数的には186人となっております。

平成25年につきましては、小学校の関係が1件、中学校の関係が10件ですね。対象人数としましては、保護者が71名、教職員が254名ということで、合計として336名の方が相談をされているという状況でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

ありがとうございました。次に3項目、時間がないんですけども、今回、質問を取り上げたのは、下村文部科学相がフェイスブックで、政治介入と思われるような案

件を出しているということで、これが今回の教育改革の一例をなすものだと私は感じてしまいましたので、この事例は、できないということなので、この内容で了解しております。

時間がきましたので、これで終わります。ありがとうございました。